



発行 東京都

目次

告示

- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一
……………(主税局総務部職員課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 建築士法による行政処分……………二
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 都営住宅の廃止……………三
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………三
……………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
……………(同)……………六
- 都営改良住宅の廃止……………八
……………(同)……………八
- 都営改良住宅の使用料の変更……………八
……………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………九
……………(同)……………九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………九
……………(同)……………九
- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………九
……………(福祉保健局総務部職員課)……………九
- 知事指定薬物の指定の失効……………一〇
……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………一〇
……………(建設局公園緑地部公園課)……………一〇

告示(文)

公 告

告 示

- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二
- 海上公園計画の変更の概要……………二
……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………二
- 平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正……………(会計管理局管理部公金管理課)……………四
- 平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部改正……………(同)……………四
- 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………四
- 開発行為に関する工事完了……………五
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………五
……………(環境局総務部環境政策課)……………五

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
主税局	主税局アシスタント職員(特殊業務)	時間額	1,300円

●東京都告示第六十四号
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定
に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和三年一月二十九日
東京都知事 小 池 百合子

附則

この告示は、令和三年二月一日から施行する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千百二十二号多摩都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第三・三・十 一号落合南公園
- 三 事業施行期間 令和二年八月二十八日から令和四年 三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

●東京都告示第六十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者 氏名 坂本 俱雄
建築士の別 建築士の別
二級建築士
登録番号 東京都知事登録第四八四五号

二 処分をした年月日

令和二年十二月二十四日

三 処分の内容

令和三年二月一日から業務停止四月

四 処分の原因となった事実

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項に規定する建築物の確認済証の交付を受けずに工事に着手したことが法第十条第一項第一号に該当するため
着手したことが法第十条第一項第一号に該当するため

●東京都告示第六十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
下馬アパート (38号棟)	世田谷区下馬二丁目二十八番	中層耐火 三三・四平方メートル	四〇戸
下馬アパート (39号棟)	同右	五七・六平方メートル	三〇戸
下馬アパート (40号棟)	同右	三一・九平方メートル	四戸
野崎吉野東アパート (1号棟)	三鷹市野崎一丁目十一番	五一・〇平方メートル	二二戸
野崎吉野東アパート (2号棟)	同右	四二・三平方メートル	同右

村山アパート (30号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十番	同右	五七・二平方メートル	四〇戸
村山アパート (43、44号棟)	同右	同右	五一・七平方メートル	八〇戸
村山アパート (70、76、81号棟)	同右	同右	五二・六平方メートル	一二〇戸
村山アパート (71、74、78号棟)	同右	同右	五〇・七平方メートル	一〇〇戸
村山アパート (72、80、82号棟)	同右	同右	五〇・五平方メートル	同右
村山アパート (73、75、77、79号棟)	同右	同右	五一・五平方メートル	四〇戸

●東京都告示第六十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、令和三年二月一日から実施するので、同条
 第三項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	72,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(1号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,200	82,500
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,600	93,100
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号6号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	176,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(8号棟)	新宿区戸山2-8	38.8	1	32,200	65,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	66,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(1号8号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	70,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号0号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(1号6号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	78,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号3号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	79,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号5号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	73,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(2号8号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	70,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号5号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	46,200
一般都営	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,600	53,900
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	51,500
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	59,900
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	74,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号2号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	49,400
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(1号4号棟)	江東区北砂6-16	48.1	1	40,600	72,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号6号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号1号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	35,600
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	49,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	2	27,800	46,300
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	52,000
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	80,800
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	73,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(1号2号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,600
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	2	29,400	44,500
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(1号1号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	47,300
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート(7号棟)	品川区東品川1-8	55.9	1	50,400	96,600
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,500	84,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	94,600
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	86,700
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号9号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	96,900
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	2	46,100	76,000
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート(6号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	65,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号5号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	36,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号6号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,900
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	61,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	83,400
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(1号0号棟)	大田区大森西1-11	61.3	1	51,700	72,200
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート(1号棟)	世田谷区南島山6-32	55.9	1	47,000	95,500
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(1号棟)	世田谷区桜1-53	39.0	1	31,700	66,700
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(2号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	73,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号6号棟)	渋谷区東2-25	34.4	4	30,800	76,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	84,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	81,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	81,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	3	31,100	51,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,100
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(2号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,500	81,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,200	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号2号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	49,700
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(2号2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	94,900
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	40,800	74,100
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(9号棟)	足立区東和4-20	51.0	1	37,400	68,300

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)		足立区西保木間3-2	36.7	1	24,600	38,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	2	23,700	37,400
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)		足立区青井4-36	51.0	1	38,000	73,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(9号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(11号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)		足立区千住元町34	33.6	2	23,100	31,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)		足立区辰沼1-2	37.7	1	25,400	40,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)		足立区辰沼1-2	38.3	1	26,500	43,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,400	41,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)		足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,300
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(1号棟)		足立区青井3-10	51.0	1	37,300	67,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	39,800	68,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)		足立区加賀2-31	55.9	2	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)		足立区青井3-29	51.2	1	38,000	70,900
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)		葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	58,200
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,400	88,700
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)		葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,100	61,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)		葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,700	66,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	47,800
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)		江戸川区東小松川3-21	39.0	1	29,200	41,000
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート(12号棟)		江戸川区平井4-27	36.4	1	27,700	49,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(8号棟)		三鷹市上連雀9-38	62.1	1	45,900	95,600
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(1号棟)		府中市新町3-1	63.2	1	42,100	92,000
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(2号棟)		府中市栄町1-3	48.1	1	28,800	67,400
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(1号棟)		府中市晴見町2-18	58.1	1	35,500	84,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	2	25,100	55,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(3号棟)		調布市富士見町3-19	56.8	1	34,600	84,400
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート(1号棟)		調布市東つじヶ丘2-32	62.1	1	38,500	97,700
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(2号棟)		調布市調布ヶ丘2-28	55.9	1	35,700	88,400

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(2号棟)		調布市染地3-3	48.1	1	27,900	63,800
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)		町田市中町4-8	59.6	1	35,200	77,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(8号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,200	59,800
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(1号棟)		小金井市東町2-4	58.1	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)		小金井市東町2-4	58.1	1	36,500	86,000
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(11号棟)		小金井市本町2-15	39.0	1	20,700	54,800
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(6号棟)		西東京市緑町3-8	59.6	1	37,400	81,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)		西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	76,800
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目第2アパート(1号棟)		西東京市南町4-18	61.5	1	40,800	92,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	87,500
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(4号棟)		西東京市柳沢1-14	61.5	1	42,200	96,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)		狛江市和泉木町4-7	37.0	1	17,900	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)		狛江市和泉木町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)		狛江市和泉木町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(22号棟)		清瀬市松山3-14	48.1	1	27,800	57,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-2号棟)		多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-1-2号棟)		多摩市貝取3-1	55.9	1	30,300	54,700

●東京都告示第六十九号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料	家賃
板橋富士見町第3アパート (1号棟)	板橋区富士見町二十六番	高層耐火 三四・六平方メートル	一八戸	三〇、三〇〇円	七二、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、四〇〇円	八四、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四一、九〇〇円	一〇〇、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五〇、一〇〇円	一一九、九〇〇円
板橋富士見町第3アパート (2号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	一八戸	三〇、三〇〇円	七二、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、四〇〇円	八四、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	六戸	四一、六〇〇円	九九、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四一、九〇〇円	一〇〇、四〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五〇、一〇〇円	一一九、七〇〇円
若木二丁目アパート (1号棟)	板橋区若木二丁目三十一番	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	二九、九〇〇円	六八、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、九〇〇円	八〇、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四一、三〇〇円	九五、〇〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	二五戸	二九、九〇〇円	六八、二〇〇円
若木二丁目アパート (2号棟)	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、九〇〇円	七九、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四一、三〇〇円	九四、三〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四九、六〇〇円	一一二、九〇〇円
若木二丁目アパート (3号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二五戸	二九、九〇〇円	六八、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、九〇〇円	七九、八〇〇円

(14号棟)

同右
同右
同右
同右
同右

地

同右
同右
同右
同右
同右

四〇・四平方メートル
四七・八平方メートル
五七・五平方メートル
二〇戸
一〇戸
八戸
三〇、五〇〇円
三六、一〇〇円
四三、五〇〇円
七七、三〇〇円
九一、六〇〇円
一一〇、一〇〇円

●東京都告示第七十号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置

下馬アパート
(40号棟)

世田谷区下馬二丁目二十八番 中層耐火 三一・九平方メートル

構造及び規模

戸数

二六戸

●東京都告示第七十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和三年二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート（2号棟）	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	中層耐火	大島四丁目アパート（1号棟）	江東区大島4-21	42.3	1	35,100
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート（1号棟）	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（3号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,200
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,600

●東京都告示第七十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

鹿浜二丁目アパート駐 足立区鹿浜二丁目三 五七区画
車場 十七番ほか

●東京都告示第七十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

板橋富士見町第3アパ 板橋区富士見町二十 九区画
ト駐車場 六番
西保木間二丁目アパー 足立区西保木間二丁 一七区画
ト駐車場 目五番

●東京都告示第七十四号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	宿泊療養施設健康管理専門員	日額	16,900円

附則

この告示は、令和三年二月一日から施行する。

●東京都告示第七十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 エチル H 二 H （五 F フルオロベンチル） H インダゾール H カルボキサミド H 三 H メチルブタノアート及びその塩類（通称名五 F EDMB H PI H NA）

(二) 化学名 メチル H （四 F フルオロベンジル） H インドール H カルボキサミド H 三 H メチルブタノアート及びその塩類（通称名AMB H FUB H ICA、MMB H FUBICA）

(三) 化学名 H （八 R ） H （シクロプロパンカルボニル） H N H ジエチル H 六 H メチル H 九 H ジデヒドロエルゴリン H 八 H カルボキサミド及びその塩類（通称名 H cP H LS H D）

(四) 化学名 メチル H 三 H メチル H 二 H （ H ペント H 四 H エン H イル） H インドール H 三 H カルボキサミド H ブタノアート及びその塩類（通称名AMB H 〇二 H 、AMB H 四 H en H P H ICA、MMB H 四 H en H P H ICA）

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第七号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和三年二月一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第七十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

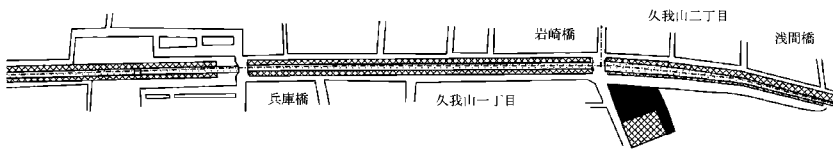
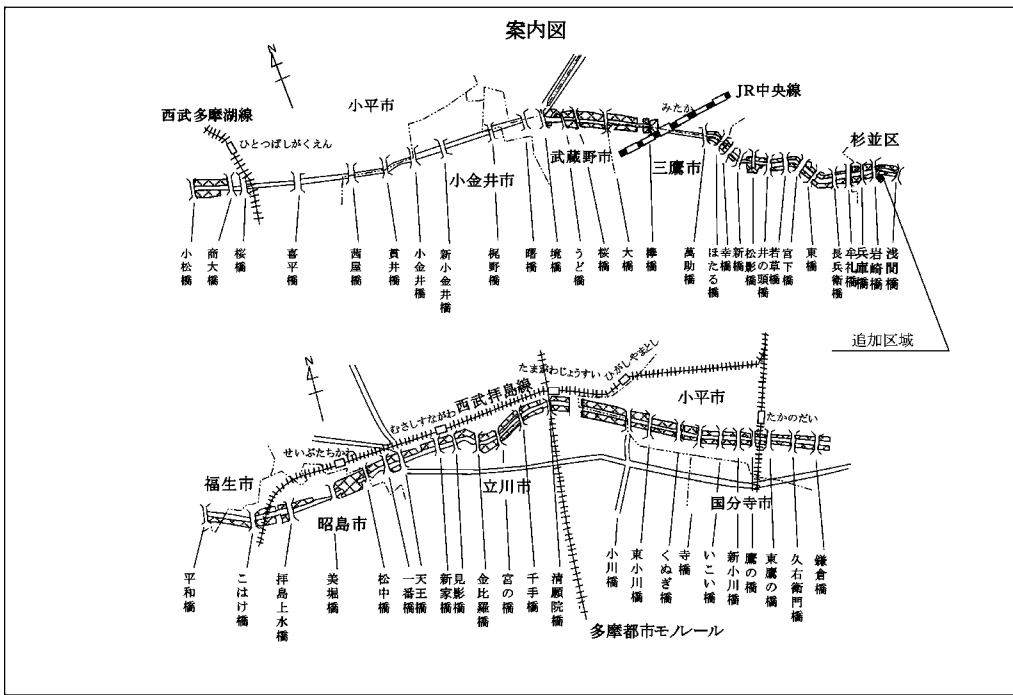
公園名 変更内容 変更年月日
東京都立玉川上水緑道 別図のとおり 令和三年二月一日

別図

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山一丁目

変更前の区域	面積	一四四、九七八・三三	平方メートル
追加区域	面積	一、七三〇・六四	平方メートル
変更後の面積		一四六、七〇八・九七	平方メートル



●東京都告示第七十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港湾施設	中央防波堤内側地区	二五三・二〇四	二七一、四五〇	江東区海の森一丁目、	令和三年二月一日
港湾施設用地	側地区	一一平方メートル	七五平方メートル	同区海の森	
設用地	メートル	メートル	メートル	二丁目及び同区海の森三丁目	

●東京都告示第七十八号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第六条第四項の規定により、東京都海上公園計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 区域及び面積を変更する計画
 - (一) 眺ふ頭公園計画
 - ア 区域 別図1のとおり
 - イ 面積 変更前 三・三ヘクタール(陸域三・三ヘクタール)
 - 変更後 三・〇ヘクタール(陸域三・〇ヘクタール)
- (二) 青海中央ふ頭公園計画

二 廃止する計画

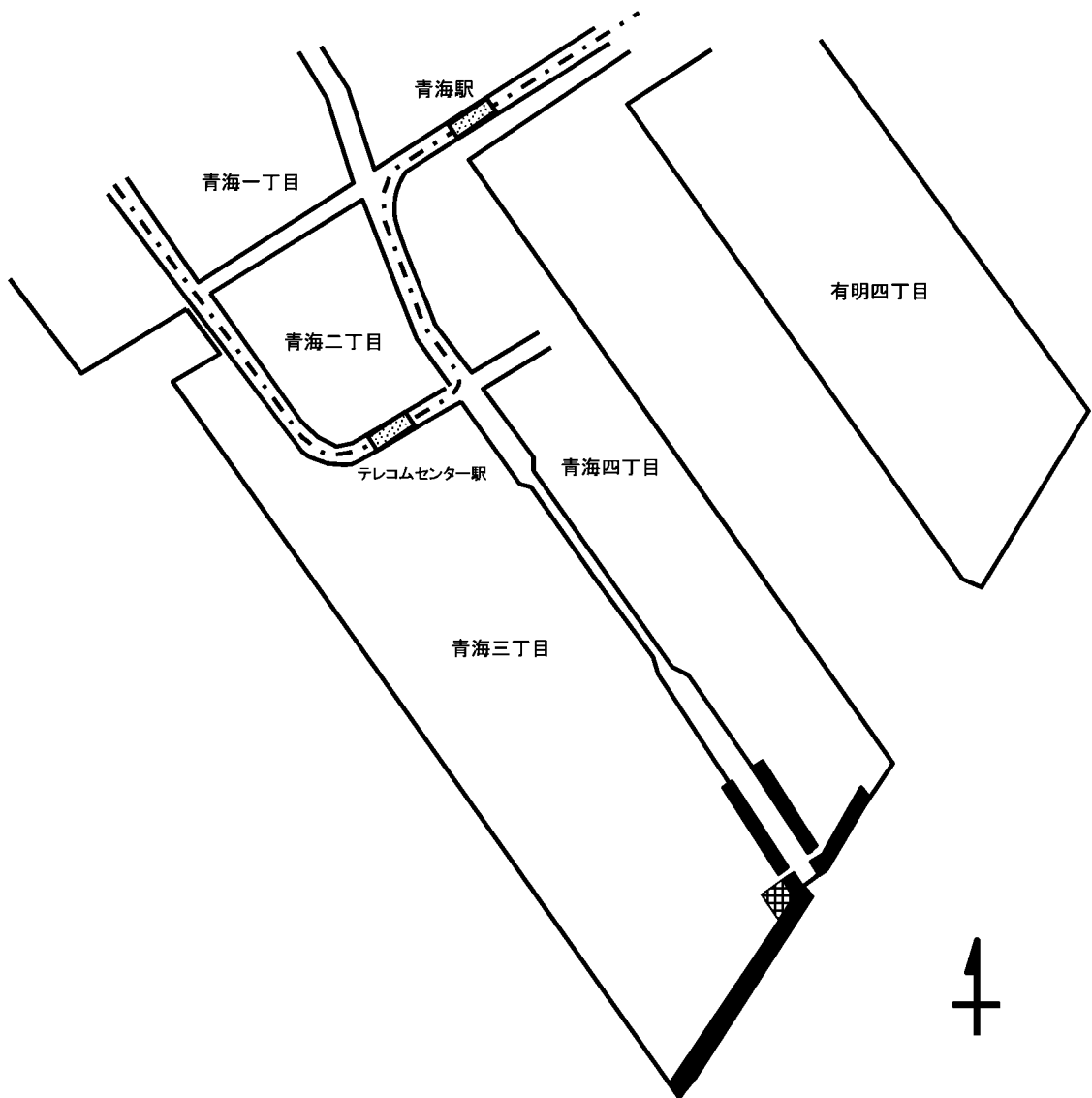
フェリーふ頭公園計画

- (一) 海上公園 ふ頭公園の種類
- (二) 所在地 江東区有明四丁目
- (三) 区域 別図4のとおり
- (四) 面積 ○・九ヘクタール(陸域○・九ヘクタール)

(三) 京浜運河緑道公園計画

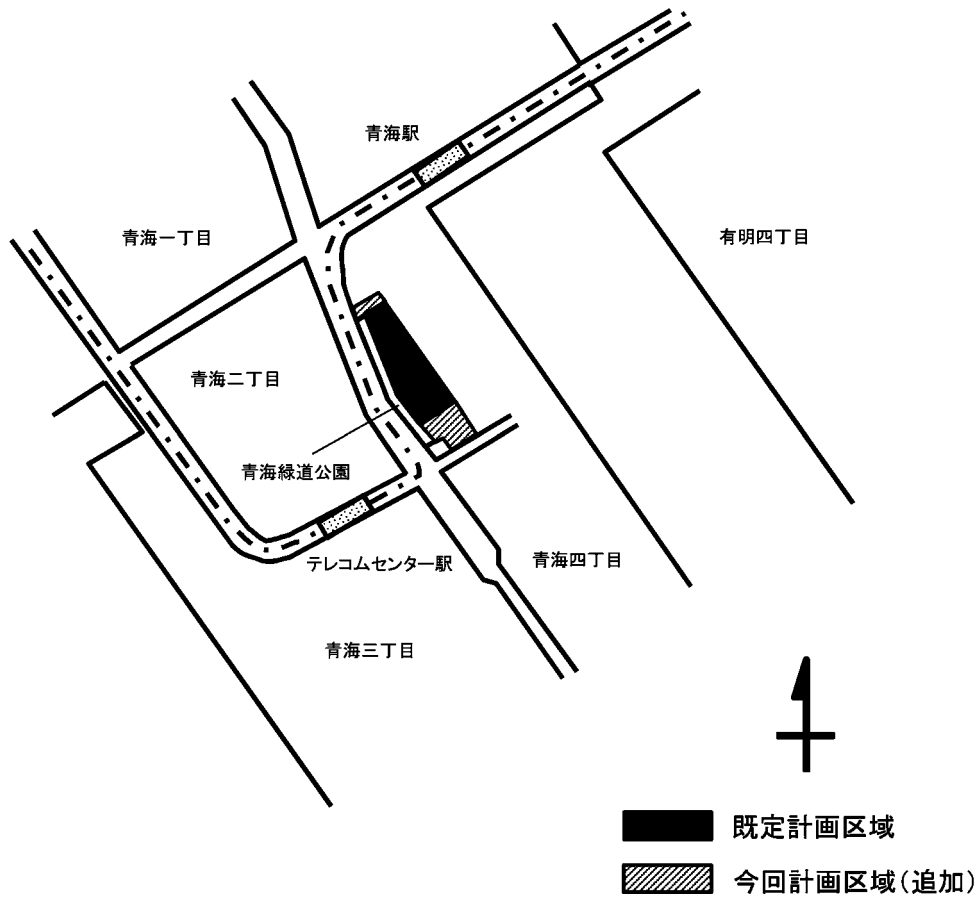
- ア 区域 別図2のとおり
- イ 面積 変更前 一・三ヘクタール(陸域一・三ヘクタール)
- 変更後 二・五ヘクタール(陸域二・五ヘクタール)
- ア 区域 別図3のとおり
- イ 面積 変更前 八・四ヘクタール(陸域六・七ヘクタール、水域一・七ヘクタール)
- 変更後 八・八ヘクタール(陸域六・七ヘクタール、水域二・一ヘクタール)

別図1 暁ふ頭公園

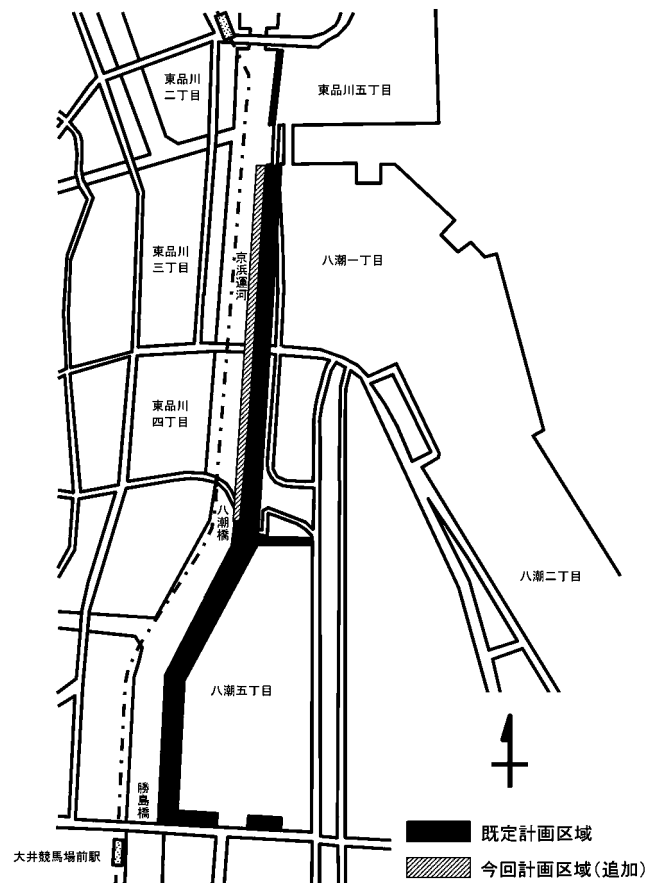


既定計画区域
 今回廃止区域

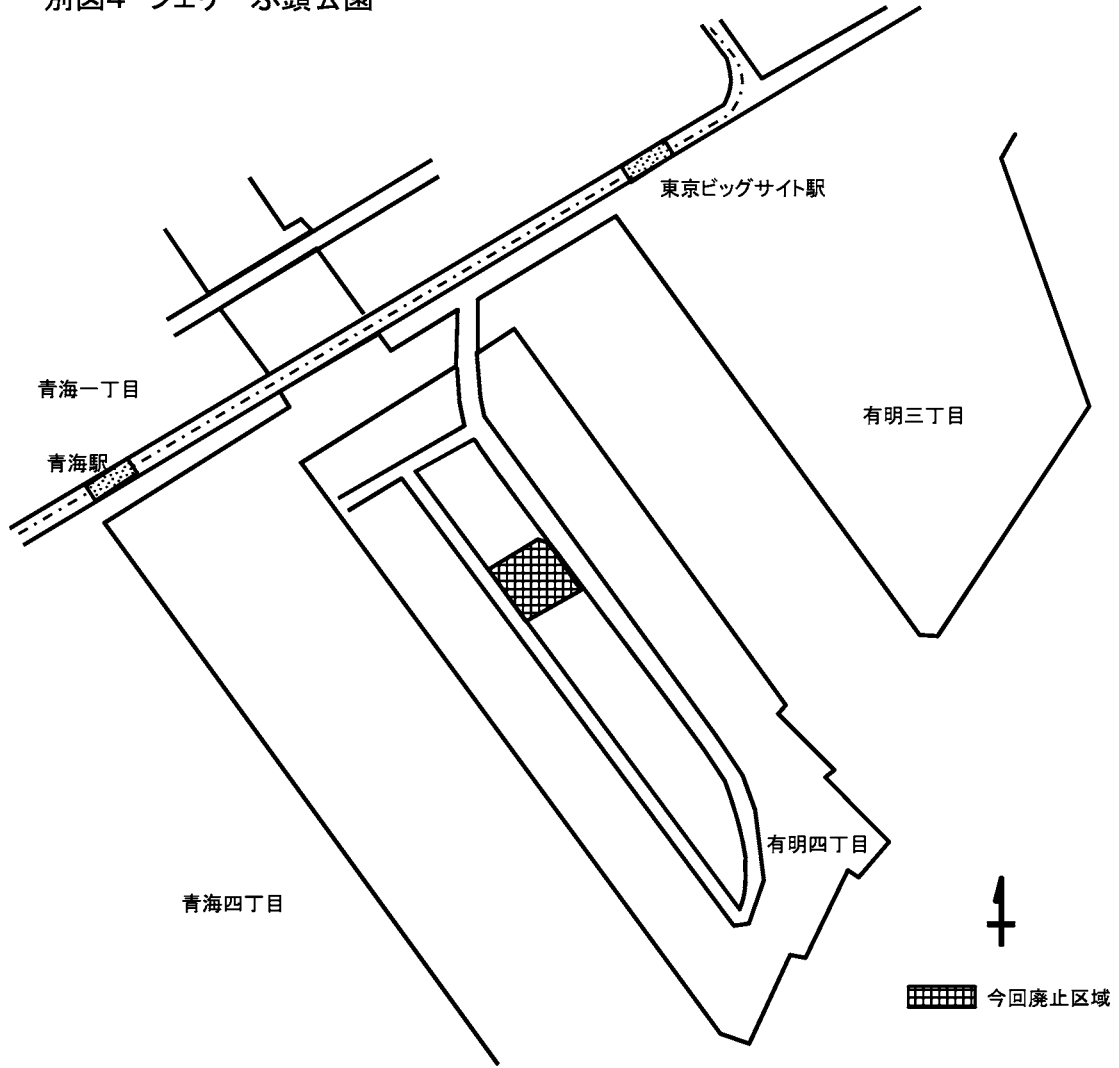
別図2 青海中央ふ頭公園



別図3 京浜運河緑道公園



別図4 フェリーふ頭公園



●東京都告示第七十九号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

●東京都告示第八十号

平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

二の表(一)の部株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

告 示 (交)

●交通局告示第一号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和三年二月一日から実施する。

令和三年一月二十九日

東京都交通局長 内 藤 淳

表ラオックス株式会社の項の次に次のように加える。

株式会社 阪神コーポ レーション	大阪府大 阪市北区 梅田一丁 目四番十 三号
各種記 念の乗 券の運 送	金貨物 の品販 代

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市大字坂浜字二十七号千 稲城市坂浜二千八百二十番
九百五十一番一、同番四及び 地
同番五の各一部 永田 慎二

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）芝浦一丁目建替計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

野村不動産ビルディング株式会社

代表取締役 吉田 祐康

港区芝浦一丁目一番一号

野村不動産株式会社

代表取締役 宮嶋 誠一

新宿区西新宿一丁目二十六番二号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称

（仮称）芝浦一丁目建替計画

三 工事着手の予定年月日

令和三年二月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十三年三月三十一日

五 届出日

令和三年一月十四日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

